

解体工事に係る簡易型プロポーザル要綱

①R 8 市営錦町住宅 1・2・4・6 号棟解体工事

②わんぱくランド工作物解体工事

③R 8 市営住宅解体工事（薬師堂 1 号棟、桃園 1 2 号棟）

令和 8 年 6 月

総務部契約検査課

1. 主旨

解体工事は、成果物を要しない工事である。また、解体工事は、民間事業者の創意工夫によって、大きな経済性が発揮される工事である。

この要綱は、下記の解体工事に關し、入札によらない契約方法として、簡易的なプロポーザル方式により受注候補者を特定する場合の手続きについて、定めるものである。

なお、簡易型プロポーザル形式について、様式による書面及び資料の提出によりプロポーザルを行う。

2. 工事概要：工事仕様書による

：深谷市「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。

3. 予定限度額（税込み）

①R8市営錦町住宅1・2・4・6号棟解体工事	<u>23,210,000円</u>
②わんぱくランド工作物解体工事	<u>22,000,000円</u>
③R8市営住宅解体工事（薬師堂1号棟、桃園12号棟）	<u>21,791,000円</u>

4. 参加資格

- (1) 深谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成21年深谷市規則第30号）に基づく令和7・8年度深谷市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載がある者であること。
- (2) 市内又は県内に、本店若しくは支店・営業所を有し、かつ、契約締結の権限を有する者を置く者であること。
- (3) 資格者名簿にて、解体工事の業種に登録があり、格付がA級又はB級の者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (5) 契約締結までの間に深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱及び深谷市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (6) 本工事に対応する工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく許可を受けている者であること。ただし、下請代金の総額が5,000万円（建築一式工事である場合は8,000万円）以上となる場合は、特定建設業許可を受けている者であること。
- (7) 工事の施工に当たり建設業法第26条に基づく技術者を置くことができる者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (9) 建設業法第27条の23第1項に基づき、当該業種に關して、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている者であること。
- (10) 本プロポーザルに参加する者同士について、代表権を有する者が同一の会社及び役員が兼務している会社でないこと。

(11) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りではない。

(12) 「9. 注意事項」の内容に則した施工ができるもの。

注意：参加資格の有無の確認は、深谷市建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年10月26日決裁）を準用し、受注候補者決定後に確認する。また、提案書審査項目にある資格、実績を確認する資料については、事後審査時に提出するものとする。

5. 簡易型プロポーザルのスケジュール（予定）

- ・HP情報公開 令和8年6月30日（火）
- ・参加申込書提出 令和8年6月30日（火）～7月13日（月）正午まで
- ・現場見学会 令和8年6月30日（火）～7月7日（火）まで
（事前に建築住宅課へ連絡し、日程調整すること）

※ 上記期間内であれば、建築住宅課窓口にて、現場写真の閲覧も可能であるため、希望者は同様に事前連絡のうえ日程調整を行うこと

- ・質問提出 令和8年6月30日（火）～7月8日（水）正午まで
（質問書の様式は任意のもので可）
- ・質問回答 令和8年7月10日（金）（市ホームページに掲載します）
- ・提案書の提出 令和8年7月14日（火）～7月15日（水）正午まで

※ 参加辞退の場合は様式第4号にて令和8年7月15日（水）正午までに提出

- ・提案書審査日 令和8年7月16日（木）
- ・審査結果通知 令和8年7月16日（木）（市ホームページ掲載による）
（受注候補者決定）
- ・事後審査書類提出 令和8年7月21日（火）まで
- ・事後審査 令和8年7月22日（水）～7月24日（金）
- ・契約締結 令和8年7月30日（木）

提出及び連絡先について

○書類提出、連絡窓口（現場説明会を除く）

深谷市役所 総務部契約検査課契約係 電話：048-574-6634

メール：k-kensa@city.fukaya.saitama.jp

○現場見学会等の連絡窓口

深谷市役所 建築住宅課施設住宅係 電話：048-574-6655

6. 提出する書類

No.	内 容	様 式	正本	副本
1	① R 8 市営錦町住宅 1・2・4・6号棟解体工事 簡易（公募・指名）型プロポーザル参加申込書	様式第 1 号	○	○
	② わんぱくランド工作物解体工事 簡易（公募・指名）型プロポーザル参加申込書			
	③ R 8 市営住宅解体工事（薬師堂 1 号棟、桃園 1 2 号棟） 簡易（公募・指名）型プロポーザル参加申込書			
2	① R 8 市営錦町住宅 1・2・4・6号棟解体工事 提案書	様式第 2 号	○	○
	② わんぱくランド工作物解体工事 提案書			
	③ R 8 市営住宅解体工事（薬師堂 1 号棟、桃園 1 2 号棟）提案書			
3	① R 8 市営錦町住宅 1・2・4・6号棟解体工事 見積書	様式第 3 号	○	○
	② わんぱくランド工作物解体工事 見積書			
	③ R 8 市営住宅解体工事（薬師堂 1 号棟、桃園 1 2 号棟） 見積書			

（辞退の場合は、様式第 4 号の辞退届を提出する）

7. 審査方法

提出された書類を下記配点基準に沿って配点し受注候補者を決定する。

	評価項目	評価基準の概要	配点
審 査	自社による管理監督体制の確立	自社により十分な管理監督体制が確立できるか。	5
	施工業者の解体工事実績	過去 5 年以内に、解体工事の経験があるか	5
	施工業者の能力 産業廃棄物処理 （工事完成時にマニ ュフェスト E 票まで 添付）	① 適正に分別解体、産業廃棄物処分できる ② 適正に施工できない場合 10 点減点 ③ ②でやむを得ない理由の場合は 0 点 ④ 違法となる提案の場合は失格	① 5 ② -10 ③ 0 ④ 失格
	アスベスト除去工事実績	過去 5 年以内に、アスベスト除去又はアスベスト建材の除去工事を請負った実績があるか （下請業者による施工でも請負があれば「有」としてよい）	5

内 容	技術者の能力	主任技術者の解体 工事実績	過去5年以内に解体工事経験があるか	5
		現場代理人の解体 工事実績	過去5年以内に解体工事経験があるか	10
		現場作業員（アス ベスト）の保有資 格	現場作業員（アスベスト）の資格（石綿 作業主任者） ※無しの場合、違法であれば失格	5
	工事提案	環境への配慮提案	作業機器の低騒音及びCO2低排出への 配慮	5
			現場周辺環境に配慮した施工は可能か （建物外周ネット養生、こまめな水撒き 及び出入口清掃を全て行えるか）	10
		安全性への配慮	重機使用時に監視要員（作業員でも可） を配置できるか	5
		福利厚生提案	提案には従業員などへの福利厚生を見込 んであるか。 （福利厚生：休日、休息、従業員の体調 管理）	5
	退職金制度の利用はあるか		5	
	見積書	見積金額	計算式による価格の評価とする。 【計算式】 30点×（最低見積額／当該見積額） ※整数未満を切り捨てる	30

※法令、本要綱、工事仕様書に則していないと認められるものは審査を行わない事があります。

8. 契約事項等

- ・本案件の契約手続きについては、電子契約サービスによる契約締結を予定している。
（電子契約サービスを希望しない場合は、書面による契約締結が可能。）
- ・契約に係る前払金、中間払金等、工事保証その他契約に関する事項については、深谷市
建設工事請負契約約款による。
- ・契約保証金は、深谷市契約規則第28条第1項により契約金額の100分の10以上納
付すること。
- ・部分払いは行わない。

9. 注意事項

1. 審査において受注候補者に決定した場合は、事後審査書類を期限内に提出すること。
2. 事後審査を経て受注者となった場合は、速やかに契約締結の手続きを行うこと。

3. 関係する法令に従い、適切な手続きと施工を行うこと。
4. 提出された提案書に則して施工すること。
※提案書に則した施工がされない場合は、契約解除となることがある。
5. 深谷市建設工事請負契約約款に従い、必要な手続き、報告、資料の提出を行うこと。
6. 工事にあたっては、定められた書類の整備を行い、必要な検査を受けること。
7. プロポーザルにて同点が複数ある場合は、追加提案を求める場合がある。
8. 審査内容に対する異議申立は受け付けない。
9. 審査内容は非公開とする。
10. プロポーザルに要した費用は参加者負担となる。
11. 提出された書類の返却は行わない。
12. その他記載無き事項は監督員と協議し誠実に工事を履行すること。